

金光教と天理教は 新政府の神道化政策に どう対応したか

—教祖の思いは生かされたのか—

慶応四年三月十三日

祭政一致ノ制度ニ復シ神祇官ヲ再興シ諸家執奏配下ヲ廢シ諸神社
神主等神祇官ニ附属セシムルヲ令ス

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基諸事御一新祭政一致之御制
度ニ御回復被遊候ニ付テハ先第一神祇官御再興御造立ノ上追々諸
祭奠モ可被為興儀被・ ・ 〈『日本近代思想大系—宗教と国家』P425〉

慶応4年3月「祭政一致ノ制度ニ復シ神祇官ヲ再興シ諸家執奏配下ヲ廢シ諸神社神主等神祇官ニ附属セシムルヲ令ス」との法令が新政府から出され、執奏家としての白川、吉田両家の権威はなくなりました。

これにより金光教祖赤沢文治は、新政府から宗教政策に関する法令が出るたびにその影響を被ることになり、それに対応する中で、明治6年、「生神金光大神 天地金乃神 一心に願 おかけは和賀心にあり 今月今日でたのめい」という現在において信仰の在り方として教団の中心に据えられている信仰の根本精神に至ります。

それに対して天理教は、「明治七年秋迄は、別条なく」過ぎていくという対照的な動きを見せています。この違いはどこから出て来たのでしょうか。今回はこの問題を考えてみたいと思います。

まず、明治元年から7年までの新政府の法令と金光教、天理教の動きを表にまとめてみました。天理教については「秀司」と「教祖みき」の言動を別にしました。これは慶応3年に金光教は教祖赤沢文治が「金光河内」の名前で補任状を取得したのに対して、天理教は教祖みきの息子、秀司の名前で裁許状を取得したことに見られるように、教祖はみきでありながら、中山家の当主、宗教組織の代表は秀司であったことによります。

秀司は明治元年以降、新政府の神道国教化政策に順応していくのに対し、みきは幕末から続く自分の教説を説き続けたいとの思いから、秀司の行動に異議を申し立てていくことになります。それが記されたのが「おふでさき」です。しかし、「おふでさき」が天理教教会本部から出版されたのは国家神道体制下にあった昭和3年という時期であり、国家からの「誤解」による弾圧を受けないようにするための「註釈」が付けられました。この時の「註釈」がほぼそのままの形で現在にも引き継がれているため、本部の解釈では「おふでさき」の、特に国の神道政策と関係する部分では真意に至ることは難しいと思われます。そこで、当時の状況に基づく解釈を付けてみました。

また、「明治七年秋」というのが天理教にとっては重要な意味を持っているのですが、明治7年の動きは非常に内容が濃く、この年だけでかなりの分量になってしまうため、明治6年末までの動きにとどめました。

〈なお、本文中、人名はすべて敬称を略しました。ご了承ください。〉

この表に記載された項目について解説していきます。

年代	金光教	政府、地方	天理教《秀司・共通事項》	天理教《中山みき》
1867 (慶応3)	2月、浅井藩庁より添書を受け、白川家に願出、金神社神主に補任される。		7月、中山秀司、領主の添書を得て吉田家より裁許状取得	
1868 (慶応4・ 明治元)	9.24神号改変「金光大権現」→「金光大神」P6. P1	3.13「王政復古、神武創業」の布告 3.28神仏分離令、吉田家、白川家などの執奏家の役割が終わる	秀司、「中臣祓詞」を「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ」の言葉のあるものに替える	
1869 (明治2)	9. 赤沢文治、村内神社の神事依頼を忌避(村内統治への加担を拒否)	6. 浅尾藩版籍返還、藩主は知事となる。7. 神社の神体について調査		『おふでさき』1, 2号執筆、「やしきのそうじ」を急き込む
1870 (明治3)	9. 浅尾藩、信者出社への神号授与の差し止めP10		3.15秀司娘、お秀死亡、神葬祭 8.26小東まつゑ、秀司の嫁として入籍	
1871 (明治4)	神社職員規則により文治、神主職の資格を失うP11。郷社定則により「金神社」地を上知(没収)されるP10。広前への巡査の監視あり	5.14神社職員規則 7.4郷社定則(大小神社の統廃合)		
1872 (明治5)	7. 「拝むと言うな。・・・わが心におかげはあり」との神言―「祈禱」の持つ呪縛性からの信者の自立を要請	4.28三条の教則定む 4. 庄屋、名主、年寄の制を廃し、大区、小区、戸長、副戸長となる	6.18梶本はる(みき娘)没、みき娘こかん後妻に行く	時期不明、みき75日間の断食
1873 (明治6)	2. 戸長より神前の物の撤去を命じられる。 4. 「天地書付」の様式定まる。	1.15梓巫・市子・憑祈祷等の禁止	6. 秀司、庄屋敷村の戸長を勤める(明治7.12まで) 11. つとめ場所にて、「三条教則説教」が石上神宮神職によって行われた	11月、『おふでさき』3号執筆、「三条教則」と「教祖の話」の区別を問う 3-148
1874 (明治7)			12. 中教院、中山屋敷にあった神道式祭具を撤去	『おふでさき』4~6号執筆。陰暦10月(異説あり)、大和神社事件起こる(祭神を問う)

金光教の明治維新以後

神名の改変

慶応四年三月二十八日
 仏語ヲ以テ神号ト為ス神社
 ハ其事由ヲ録上セシメ及仏
 像ヲ以テ神体ト為ス神社ヲ
 改メ社前二仏像仏具アル者
 ハ之ヲ除却セシム（太政
 官）〈『日本近代思想大系－宗教と
 国家』P425〉

金光教の維新以後については、前回資料でも取り上げていますが、天理教との比較という意味でもう一度取り上げたいと思います。

金光教では明治元年に「金光大権現」という神名から「金光大神」に変えています。これは慶応4（明治元）年に発布された太政官布告に従ったわけです。瀬戸美喜雄はここに金光大神、赤沢文治の信仰と政治の対立から生じる内的葛藤を見えています。

金光大神においては、自身が称えていた仏語による神号を改変するという純信仰的範疇の問題が、大きな問題と化している点である。本論ではこれまで記述の便宜上、のちの金光教祖を「金光大神」と呼称してきたが、正確には元治元年十月二十四日より明治元年九月二十四日までは「金光大権現」と呼称されるべきであり、以後「(生神)金光大神」と変わるのである。主斎神の名も「鬼門金乃神大明神」の大明神号がはずされて、「鬼門金乃神」となっていく。

この神号、神名の改変は、従来の場合とは、やや趣を異にしていたことが、左の伝承からうかがえる。

金光大権現より金光大神に変られる時に、「人間が神になる（のである）から大権現でよい」と、「それを立てぬく」と金乃神様は言はれる。日乃大神は「それはいけぬ」と言はれる。「神はそれで楽じゃ（それで構わぬ）。守（神仕えの者）には肉体がある。政府には勝てぬ。大神となりても位が下がりはせぬから、それでよかろう。」とて、そうなりたるが、御裁伝にてやかましきことなりき。（斎藤精一所伝『言行録』第2巻966）

これによると、従前の如く金光大神自身の信仰内実の変化に応じて神号が改められるのと異なって、ここでは政府の法令との関係で改変をせまられていることが知れる。それだけに、自己の信仰上の要請にもとづかないこの度の神号改変は、大きな問題であった。上述の伝承は、金乃神と日乃大神との間に議論が交わされたような形で記述されており、かつての安政五年の一乃弟子もらいうけをめぐる天照皇大神と金乃神との問答をほうふつさせるものがあるが、これは金光大神の心内において、信仰と政治の立場をめぐる激しい葛藤のあったことを暗示していよう。（「維新时期における金光大神の信仰－政治に対する態度と思想」瀬戸美喜雄、『金光教学』16号、1976、P6）

明治元年

9 辰九月二十四日、神号変え、と仰せつけられ候。
 2 日天^にてんし
 4 月天^がてんし
 4 申^ま未^ひ寅^{とら}丑^う
 鬼門^{きもん}金乃^{かねの}神^{かみ}
 生神^{いきがみ}金光大神^{こんこうだいじん}

大し^{だい}ようぐん不残^{のこらず}金神^{こんじん}

5 一つ、くくり袴^{ばかま}調え。羽織^{はおり}さしとめ。
 3 天下太平、諸国成就祈念、総氏子^{みうえ}身上安全^{のほろせ}の幟^{のぼり}染めて立て、日々祈念いたし。4 名前書きつけ、
 新の氏子には神号とめ。

「金光大神御覚書」
 『金光教教典』50頁

《明治2年、村内神事の移譲を断る一村内の政治的側面と自己の独自の信仰に一線を画す》

右の記事は前回も提示したのですが、村内神社の神体改めに際し、村では金神社神主の資格を白川家から取得していた文治に村の小社の神事をやってもらうのが好都合と考えて依頼するわけです。ところが文治はすぐに隣村の神官にその役割を譲ってしまいます。「祭典中心、共同祭祀という村落共同体意識の吐露にほかならぬ神事を行ない、ひいては村内統治の一翼に加担させられることは、金光大神の希求する信仰の内容からは、もはや受け容れられ」なかったと瀬戸美喜雄は記しています。

また、藩政所による村内神社の神体改めは新政府による神仏分離政策として行われるもので、そこに神社の変質を文治は見抜いていたのでしょうか。

金光大神が従来寂光院の所管であった氏神社（賀茂八幡宮）、荒神七社、山神宮、早馬宮、地神宮等の神事を譲渡されることになったのも、ちょうど時を同じくして明治二年七月のことである。金光大神が氏神社その他の神事を委譲された事情は以下の如く推測される。寂光院では、当時別当僧から還俗させた三宅善太をして氏神社等の神事に当たらせることにしていたが、明治二年五月には、三宅の持病たる癩症の回復の見込みがないことを理由に、近村の神田豊に社頭を譲渡したき旨、藩政所へ願い出た。けれども、先年来、神田家を一方の当事者とする争論があったため、この件は許可にならなかった。折しも六月には、前述の如く藩政所より、**村内神社の神体改めのため巡村するとの報に接し、时期的な切迫と、村内より神主を出すことが何かと好都合**なところから、大谷村里正小野慎一郎は、急遽、神体改めの委員を命じられていた金光大神を、村内諸社の神事に当たらせるべく善後策を講じたものであろう。／ところが、それより二か月後の九月には、金光大神は早くも、氏神社の神事を隣村須恵村の神官原田弥九郎に譲ることとなった。金光大神が、神事執行についての藩政所の内諾があったにもかかわらず、二か月後にこれを他人に譲渡した事情は詳らかでない。／ 一中略 ／ この時期の金光大神の特異な動きは、氏神社神主となることを、むしろ忌避した点である。既述の如く、氏神社神主への就任は、藩政所の内諾もあり、村の為政者と村民の側からも村落共同体維持のために強く要請を受けており、自身にとっても家族にとっても村内での地位や職業の安定に資するはずのものであった。いわば村落共同体の営為の側からいえば、各面をあげての要証であった。にもかかわらず、金光大神はそれらと繋がることを敢て拒否した。祭典中心、共同祭祀という村落共同体意識の吐露にほかならぬ神事を行ない、ひいては村内統治の一翼に加担させられることは、金光大神の希求する信仰の内容からは、もはや受け容れられぬことであった。けだし、金光大神の手もとでは、この時期には、祝い事や村祭りの際の慣習的行事の廃止を打ち出し、祭典中心に代えて「理解」による対一の対話的な教導方式を採るなど、慣習的信仰とは別の次元で人間救済の世界が構築されてきたためであった。かくて氏神社神事譲渡の一件に当たって、金光大神は村内の政治的側面と、自己の独自の信仰との間に一線を画し通したといえる。（「維新期における金光大神の信仰」瀬戸美喜雄、『金光教学』16号.P5、P8.1976）

・金神社地の山林を失う
・出社信者への
神号授与の禁止

明治4年7月に発せられた「郷社定則」により、一郷一社、一村一社を原則として大小神社の統廃合が行われました。これにより名目だけの存在だった金神社もなくなり、同時にその神社地とされていた文治所有の山林は国に没収されてしまいました。

また、明治3年9月には信者への神号授与が禁止されました。これは「国家の意図する神社組織路線とは異質な、非公認の大本社一出社の関係をとる結びこと」になる神号授与は国の政策上容認しがたいことであったためと瀬戸美喜雄は説明しています。

金光大神は当時、金神社神主を名乗っていたが、これは慶応二、三年の神主職補任願いのための名目上のものであって、金神社は架空のものにすぎなかった。そのほか村内の荒神社、地神宮、早馬宮等を単独、もしくは他の神官と共同で所管していたが、これらは神社統轄からいってとるに足りない小神社にすぎなかった。明治四年七月の、一郷一社、一村一社を原則として大小神社の統廃合を行なうことを定め、全国神社の階層化を断行した郷社定則は、金光大神からささやかな「金神社」存立の名目をも奪い去り、加うるに、**金神社地と祢えてきた周囲の手持ちの山林までが、官林として上知されてしまう**に至るのである。

－中略－

明治三年九月、浅尾藩は金光大神の次男、金光萩雄を召喚し、これまで金光大神が出社の信者に与えてきた神号を、以後差し止める措置に出た。この出社信者への神号授与の禁止は、神号そのものの是非よりもむしろ、金光大神が篤信の信者に神号を授けることが、そこに固有の信仰関係をうみ、それがひいては信仰集団の形成にもつながる点に、問題性があったと思われる。つまり、金光大神が神号を与えて、**国家の意図する神社組織路線とは異質な、非公認の大本社一出社の関係をとる結びことが、施政上容認しがたい所以であった**のであろう。（「維新时期における金光大神の信仰－政治に対する態度と思想」瀬戸美喜雄、『金光教学』16号、1976、P10）

明治四年七月四日

郷社定則 先般被 仰出候神社御改正郷社ノ儀ハ別紙定則ノ通取調可致事
(別紙) 定則

一郷社ハ凡戸籍一区ニ一社ヲ定額トス仮令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ一各三ヶ村五ヶ村ヲ氏子場トス此五社ノ中式内カ或ハ・・・・・・ 〈『日本近代思想大系－宗教と国家』P439〉

四年五月、神官の世襲化、神社の私有化の弊を除き、祭政一致の御政体に添わしめるとの一方的な国家の名分によって公布せられた「神官職員規則」は、金光大神から幕末以来の神主職の資格をも取り上げた。（「維新时期における金光大神の信仰－政治に対する態度と思想」P11）

明治四年五月十四日 〈『日本近代思想大系－宗教と国家』P437〉

官社以下定額及神官職員規則ヲ定メ神官従来ノ叙爵ヲ止メ地方貫属支配ト為シ士民ノ内へ適宜編籍セシム

祈禱からの脱出

明治5年に文治は「拝むと言うな、お願い届けいたしてあげましょう申してよし」という神言を受けます。これは祈禱などの修験者との類似行為を禁止された状況に対応するため「拝まない、お願いしない」という方向へ信仰の形が移っていったわけです。ただ、それは受動的に変ったわけではなく、「わが心におかげはあり」という従来の一般的な信仰とは次元の違うものになりました。そこには文治の明確な思想があったのです。

(明治5年) 壬申七月二十八日お知らせ。

一つ、天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬき、信者氏子に申しつけ。金光大神、拝むと言うな、お願い届けいたしてあげましょうと申してよし。願う氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかげはあり。

(「金光大神御覚書」『金光教教典』P57)

すなわち、明治五年七月、「金光大神、『拝む』と言うな。『お願い届けいたしてあげましょう』と申してよし(申すがよい)。「願う氏子の心で頼めい」と(信者に)申して聞かせい。わが心におかげはあり」と神は金光大神に知らせた。これまで金光大神が願い主に代わって祈念していたのをやめて、願い主自身が神に願うよう仕向けたのである。もとよりこれは、客観的契機としては金光大神が修験者との類似行為を禁止された状況に対応するためであったが、主体的課題としては状況対応の域を越えて金光大神の信心自体の展開を意図するものであったし、また結果するものであった。

この神の知らせは何よりも「祈禱」のもつ呪縛性からの信者の自立を要請した。信者は、従来多く金光大神の神秘的な祈禱力をたのみに参詣していたし、彼等にとっての神は、したがって祈禱の対象たる神にとどまっていた。「神との交わり」は、神と金光大神の両者の間に創出されるにとどまった。そこに祈禱なるものの限界性があった。前記の神の知らせは、その限界性を突破するべく命じたものであった。しかし、祈禱性の克服には、それを支える信仰的拠り所が呈示されねばならない。その新しい拠り所として、この時点で創出された思想が、「わが心におかげはあり」であった。それによって、「神との交わり」は、神と金光大神と新たに願う氏子の「心」が加わって醸成されることになる。それ故、「わが心」は、心に無限の可能性を信じ、現状肯定の上に立つ心の在りよう問題解決を託そうとするところの、近世末期を風靡した唯心論的な「心」とは異なって、神の前に信仰主体として立つことを第一義とする。神の前に確たる信仰主体となることによって、呪縛からの解放と、被抑圧状況の変革が志向され得る。金光大神は信者に対して「神様から御蔭が出ると思はずに、信心から御蔭が出ると思うて、信心の辛抱を強くせよ」とも教えて、生きて向かうべき方向を指示した。外来の高邁な普遍性を掲げて、祈禱性の追放を指示した啓蒙思想と、その指示を契機として体験的、教義的アプローチを通してみずからなりの祈禱性からの自立の途を捻出した土着の金光大神の思想とは、思想の立場、根拠、方向において著しい懸隔があった。(「維新时期における金光大神の信仰—政治に対する態度と思想」瀬戸美喜雄、『金光教学』16号. 1976. P20)

《神前片付けと神名の確定》

明治6年に戸長から神前の物の撤去を命じられます。これは「結果的には、信境の面においても、教義形成の面においても、画期的な期間となった。すなわち、金光大神は、『酉の歳一才』と自信の生まれかわりを表明し、また後の金光教の要諦とせられる『天地書附』の素形を案出し、信仰の教義的検討がこれを契機にすすめられていくこととなった（「維新时期における金光大神の信仰—政治に対する態度と思想」P23）」わけです。

文治にとって新政府が進める神道国教化の動きは、従来信仰から抜け出し、独自の信仰形態を生み出す契機になったのです。

あたかもその翌日（※明治6年新暦2月18日）、戸長川手堰は、せがれ萩雄をよびだして、「神の前をかたづけよ」と命じ、その布教をさしとめた。教祖はこれにしたがい、神前をかたづけて広前から身をひいたが、これはまことに容易ならないことであって、さすがにそのときの広前の光景を「荒れの亡所に相成り候」と『金光大神覚』はしるしている。神は「力を落とさずに休息せよ」と、あたたかくこれを支え、教祖はこのさとしのままに、神の間のふすまをたてきてひきこもり、控えの間でひとりしずかに祈念の生活をおくるのであった。翌三月十三日、神は「金光生まれかわり、十年ぶりに風呂へ入れよ」と、さる元治元年六月十日にさしとめた湯・行水の禁を解いた。教祖はこれを新生の湯浴みとし、みずからを「酉の年一才」とした。さらにその十五日、神は「天地金乃神、生神金光大神、一心二願、おかげは和賀心にあり」という書き付けをせよと命じ、神名を確定するとともに、信心の本質ともいべきものを、このような形式をもって明らかにしたのである。（『概説金光教』P161）

1 一つ、小田県の触書のこと聞き、神職立たんと申し、家内中心配仕り候。

天地乃神とは、日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神のこと。家内中、神のこと忘れな。何事あつても人を頼むことすな。良し悪ししことも、神任せにいたせい。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし。とにかく、内輪きげんようにいたせい。もの言いでも、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな。新酉二月十七日。／ 2 明治六癸酉の正月二十日。閏、大小なし、月三十日。／ 3 一つ、川手戸長より萩雄呼びによこし、早々まいり。神の前かたづけと申しつけられ、同人帰り、申し候。すぐにお広前かたづけ、荒れの亡所に相成り候。新二月十八日ばんの七つ時。かたづけしだいに、戸長へ宅吉届けやり。旧正月二十一日に当たり。／ 二十二日より金光大神お広前ひき。天地金乃神様より、力落とさず、私に、休息いたせ、と仰せつけられ。同ばんに門の鳥居をとり納め。／ 4 一つ、旧二月十五日、金光、生まれ変わり、十年ぶりに風呂へ入り、おさし許しくだされ。生まれ日改め。／ 一 中略 一 / 10 一つ、十五日仰せつけられ、

生神金光大神 天地金乃神 一心に願

おかげは和賀心にあり 今月今日でたのめい

書きつけはじめいたし、書きためおき候。（「金光大神御神覚」・『金光教教典』P59）

天理教の明治維新以後

「明治七年秋迄は、別条なくお通り」

金光教の赤沢文治の場合、新政府の神道国教化政策の中で独自の信仰形態を築いていったわけですが、では天理教はどのような展開になったのでしょうか。

天理教の場合、慶応3年に吉田神祇管領から受けた裁許状によって中山家屋敷内の「つとめ場所」に祀りこまれた神道式祭式は明治7年新暦12月25日に中教院の手によって撤去されるまでそのままの状態で作られていたと考えられます。撤去に至る動きは、明治7年秋にみきが弟子二人を大和神社にその祭神を訊ねに行かせたことから始まるのですが、明治元年以降それまでは何事もなく経過していました。なぜ金光教では新政府の政策の影響を受けていたのに、天理教ではそうならなかったのでしょうか。

それは、当時中山家の戸主であり、吉田家の裁許状を自分名義で取得して以来、その宗教組織の代表者であった秀司が、新政府の神道国教化政策に非常に協力的であったことによります。

それはどのような行動であったのか、具体的に見ていきましょう。

天理王明神廢

それから、神様の仰せられた通り、もんくがかはつて、王政復古、明治維新となつたので、神道の管領も廢せられ、随つて、先年下されました天理王明神の許も、無効に成つてしまひました。それから、取次の先生方は、改めて天理王明神の願に出ようと、相談致しました所が、神様は御許し被下ません。

『願に行くなら、いつて見よ。いきつかぬうちに、いきがつきるで。そんなこと、願にでるやないで』

と仰せられましたものですから、そんなに、いきのないやうになるほど、神様の御心になはぬ事なら、やめにしようといふて、誰も願に出ませず、そのまゝにいたして、どこのゆるしもなく、以前の様にして、通つて居りまして、何の障りもなく、だん／＼と信心する人はふえる斗りでござりまして、明治七年秋迄は、別条なくお通りに成りましたが、明治七年秋、山村御殿へ御越し被遊ましてからは、明治八年を始めとして、十九年、御教祖様八十九歳の御春まで、警察署及監獄署へ御苦勞被下ました事が十八度、実に御苦勞被下ました道すがらでござります。

(『正文遺韻』P56. 諸井政一. 1937. 山名大教会)

十七日 奈良 泉中教院ノ召換ニヨリ 辻 仲田
杉尾之三氏 余院ス 中教院ニテ 伝ユルニハ 天理王
ト云フ 神ハナシ 神ヲ 拝スレバ 大社ノ 神ヲ 拝セヨ 也
話スルニレバ 中教院ヲ 在話セヨト 説諭シテ 歸リ
而シテ 御祭リアリタリシ 幣帛 鏡笠 思草ヲ 投収
セリ

明治6年までの秀司とみきの言動

慶応3年に秀司は吉田家より裁許状を取得したことにより、中山家の戸主であるだけでなく、みきの宗教活動の代表という立場を手に入れました。これによってみきの活動から入ってくるお金の支配権を握ることになります。また、つとめ場所に神道の祭式が祀られました。これは明治7年の秋から暮れにかけての一連の動きの中で、中教院の手によって取り払われるまで存在しました。「明治七年秋迄は、別条なくお通り」というのはこの時までを言っているわけです。それまでの秀司の動きとみきのそれに対する言動をまとめました。みきの言動は「おふでさき」によっていますが、天理教教会本部が付けている註釈とはほぼ全く違う解釈になっています。各お歌について教内の通説と真意と思われる意味を説明していきますが事前に違っていることを承知して読まれるようお願いいたします。

年代	秀司	みき
慶応3	7月、中山秀司、領主の添書を得て吉田家より裁許状取得。 息子音次郎を中山家に入れる。	秀司が裁許状を得た時のみきの言葉、「吉田家も偉いようなれども、一の枝の如きものや。枯れる時もある(『稿本教祖伝』P98)」
慶応4 明治元	①「中臣祓詞」に「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」を追加。	
明治2		明治2年正月より「おふでさき」1, 2号執筆
明治3	②3月、お秀の葬儀を神葬祭で営む。	◎秀司との和解(和睦)を求める。1-19 ◎「やしきのそうじー神道祭式の撤去」を求める。1-29
明治5		◎秀司がみきの期待に応じてほしいというみきの思い。2-1～4 ◎秀司はみきの言動を病気の仕業として相手にしないことに対する怒り。2-11 ◎つとめ場所が神道祭式に占領されてみきが話をする場所がない。2-13～16
明治6	③戸長に就任(明治7年12月まで)。 ④11月、つとめ場所にて、「三条教則説教」を石上神宮神職講師の下に実施	「おふでさき」3号執筆(外冊の日付から陽暦6年11月22日頃から書かれ始めた) ◎三条の教則説教を排除し、みきの教えに直すことを求める。3-1～4

明治3年 秀司娘の葬儀－神葬祭

秀司と「おやそ」との間に嘉永6年に生まれたお秀が明治3年に亡くなっています。この時の葬儀が神葬祭で行われています。ただ、埋葬するお寺ではそれを認めず、「布留大街道神葬祭其より寺請取」と善福寺の過去帳に記されました。

神葬祭は葬儀を神道式に改めることによって仏教を廃絶することを目指したものでした。ここでも秀司は「極めて神道に近い次元の動きをとっていました」。

なお、お秀は秀司の「最初の娘で二人の祖母の慈愛のもとに育てられた」(『おふでさき通訳(芹沢茂著)』P40)、「車屋のおやそと云ふ者と秀治氏との間におしゅうと云ふ女子があつた。生れると直ぐお引き取りになつて糊や粥で育て」(『評註御筆先』大平隆平.P10)られたとあり、幼少の頃からみきのそばで育てられたようです。

第三節 お秀様のお出直し

翌明治三年三月秀司様の庶子お秀様が出直されましたので、神葬で葬ろうとしましたが、僧侶の反対に依って止むなく布留街道迄神葬とし、それより仏葬にして善福寺に葬られました。(『復元』37号P33)

おしゅうは秀司の娘であるが、明治三年三月十五日、出直している。善福寺の中山家の過去帳には、おしゅうについて「布留大街道神葬祭其より寺請取」と注記し、「攝取軒光誉明照禅定尼」の戒名が残されている。つまり秀司が吉田家へ入門していた以上、葬儀もまた神式であったが、墓地での神葬祭は許されなかったのである。

－中略－

おしゅうの神葬祭は、当然、周囲の注目を集めたであろうし、結果的には、石上社の年預(※大社などで実務一般を担当する中級職員・僧官)などにとって、中山家が神葬祭に関して先駆的な役割を果たすことになったともいえるだろう。おしゅうの神葬祭の執行からみても、この時期の秀司が極めて神道に近い次元の動きをとっていたことが推測されるのである。(「王政復古・神仏分離と天理教」幡鎌一弘、『教祖とその時代』. P200. 1991. 道友社)

神葬祭 慶応四年閏四月、津和野藩主亀井茲監(これみー参与、神祇事務局判事)は、「封内衰頹ノ仏寺ヲ廃合シ、釈侶ノ還俗ヲ許シ、及ビ葬祭ノ儀、神仏ヲ併用セン」ことを請願し認められたが、その内容は、前年の改革の追認にあたるといえよう。しかし、そのなかには、／ 一、自国庶民ニ至迄、志次第、葬祭之式ハ仏法ヲ相転ジ、古典ニ基キ、神道ニ為致、邪宗調之儀ハ、役方ニテ嚴重ニ為取糺度事。(『神仏分離史料』続下)／ の一項があり、「志次第」とのべられているとはいえ、実際には、一藩を完全な神葬祭に改め、仏教を廃滅することがめざされていた。亀井茲監、福羽美静など、津和野藩の主従が新政府の宗教政策を担うようになったとき、そのモデルが津和野藩の社寺改正にあり、幕府の制度に配慮してなお不十分だったはずのその改革を、十全なものにしようと試みられることになったのは、当然の成行きであったろう。(『神々の明治維新』P86. 安丸良夫. 岩波書店. 1979)

③戸長

秀司は明治6年から7年にかけて行政組織の最末端の役割を担う戸長をしていました。

金光教の赤沢文治は、明治6年に大谷村で当時の戸長から神前の撤去を命じられています。その戸長が中山家がある庄屋敷村ではみきの息子である秀司だったのです。

明治維新前から、文治と同じような活動をしていたみきと、新政府の政策を村人に直接指導実施する役割を担う秀司が中山家という屋敷の中で同居しているわけで、その中でどのようなやり取りが生じるかは想像が出来るような気がします。

そしてそのやり取りのみきの側からの主張が「おふでさき」1号、2号に記されることとなります。

- 秀司は庄屋敷村の戸長を勤めた。（『稿本天理教教祖伝』P109）
- 戸長の役割 明治6年当時、戸長は地方行政官の役割を担っていて、風俗・戸籍・消防など日常の警察事務にたずさわっていました。（『ひながたとかぐらづとめ』松谷武一著.p99.1998.天理教道友社）
- 秀司の戸長在任期間 秀司さまは少なくとも明治6年6月から明治7年12月22日まで1年7ヶ月間は、たしかに戸長職をつとめられていたと考えられます。（『ひながたとかぐらづとめ』松谷武一著.p100.1998.天理教道友社）
- この1873年～74年にかけて、中山秀司は庄屋敷村の戸長などの役を勤めている。上野利夫氏の教示によれば、秀司の手による会議所指令や奈良県布告の写が残っている。このことは、中山家が近代化政策の埒外に置かれていたのではないことを示している。例えば、学校設立は近代化政策の最重要課題であるが、中山秀司はその学校設立の会議に庄屋敷村の代表として出席している。（「明治期における社会と天理教」『おやさと研究所報』3号.1996.P98.幡鎌一弘）

戸長は、明治五年四月をもって、単なる戸籍編成の担当者たる立場から、行政執行の末端機関へと立場が転移せしめられた。またその身分は、地方によっては準官吏の扱いを受けるなどまちまちであるため、明治六年十二月太政官達をもって、その身分を「一般人民の取扱いに致すべく、此旨相達し候事。但し順次は、区長戸長士族平民と相心得べき事」とされたが、翌年には再び準官吏の扱いになるなど始終動揺していた。従来の村役人に比べると行政府寄りの立場にはあったが、いわば「半官半民」であるが故にかえって振幅が激しかったのである。また、一片の布達にもその時々で施行が極めて厳格に要求されるものと緩やかなもののがあって、末端では上層部の意向をしばしばはかりかねていた。そうした事情の錯綜した結果、さきの十一月の布達と金光大神の布教差止めとは必ずしも短絡できえないにもかかわらず、戸長はみずからの判断で、敢て差止め方を厳命する挙に出たと思われる。（「維新时期における金光大神の信仰—政治に対する態度と思想」P22）

④ 明治6年11月4日

中山屋敷内で三条教則説教行われる

秀司が庄屋敷村の戸長を勤めていた明治6年11月4日、中山屋敷内(つとめ場所)で石上神社主催の三条の教則に基づく説教が150名の聴衆を得て行われました。

明治元年から「中臣祓詞」に「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」という言葉を加え、明治3年には娘の葬式を神葬祭で行い、6年からは新政府の方針を実施する末端の役職である戸長になった秀司にとって国家神道体制への国民教化運動である「三条の教則説教」の会場として「つとめ場所」を使うことは当然の成り行きであり、また本望でもあったことかもしれません。

しかし、みきから見ればこれほとんどない許しがたいことであったと思われる。それゆえ、明治6年新暦11月22日頃(「外冊」にある日付からの推定)から「おふでさき」3号が書かれ始めるのです。

奈良に中教院が開設されたのは明治七年三月十七日のことであったが、石上神社では、すでに明治六年九月十七日に教導職を任命して、説教活動を始めていたことが『明治六年教導課日記 石上神社』(天理図書館近世文書 一三六一一近二九 四)に記されている。—中略— 精力的に説教を行った様子が窺われるが、多くは石上郷の各神社を巡回して説教をしたようである。その中の一つに、明治六年記載分として「十一月四日 庄屋敷村派出/幸田 井上 植嶋 立川 新宮/氏神春日神社ニおゐて 聴衆百五十名」(図版Ⅰ)という記述がある。このことは、石上神社の大宮司菅政友、少宮司今園国映の連名で明治七年五月に大教院へ届け出た『当社受持説教聴衆届 石上神社』(天理図書館近世文書 一三六一一近二九 五)に、「同(明治六年)十一月四日同(聴衆)百五十名 同(山辺)郡庄屋敷村 春日神社」(図版Ⅱ)との記述があることによっても確認することができる。

だが、奇妙なことに、『明治七年七月/巡回説教聴衆扣/石上神社』(天理図書館近世文書 一三六一一近二九 二)という詳細な巡回説教の記録では、明治六年十一月四日の項に「於庄屋敷村戸長仲山秀治宅/講師同上(幸田、井上、植嶋、立川、新宮)/聴衆百五拾人」(図版Ⅲ)とある。文書の表書きを見る限り、この『巡回説教聴衆扣』は前の二つの文書より後のものということになるが、内容的には明治六年の『教導課日記』と同じころのものと思われる。『巡回説教聴衆扣』は明らかに日付の前後するものが綴じられており、明治七年七月に、それ以前の説教控類を一まとめにしたものであろう。むしろ、半ば公的な『教導課日記』や『当社受持説教聴衆届』の作成に際しての原資料となったものと思われる。というのも、『教導課日記』や『当社受持説教聴衆届』では、説教はすべて村の神社で行われたことになっており、個人宅での記述がないのに反し、『巡回説教聴衆扣』では、個人宅で行った記述が各所に見られる。すなわち、神道的国民教化を実践する石上神社としては、石上郷の各村々で行った巡回説教を大教院やその他の役所に報告するに際して、個人宅よりも神社で行ったと報告する方が、より強く神道教化を印象づけると判断したものと考え、個人宅で行われた説教はすべて村の神社でしたことに変えて届け出たとみるのが妥当ではないだろうか。(「原典成立とその時代」池田士郎.P184.『教祖とその時代』1991.道友社)

明治五年四月二十五日には教導職が設けられ、その三日後の二十八日には三条の教則が定められた。特に、第三条には「皇上ヲ奉体シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」とあるが、これは逆に言えば、いわゆる〈国体〉を遵守する限り自由に宗教活動を認めることを意味し、神道のみならず仏教や儒教をも取り込んだ形で広範な国民教化運動を展開することが可能となった。ということは、この明治四、五年は、国民生活にとっての宗教体系が国家神道体制に向かって大きく転換してゆく時期であったと言えるのではないだろうか。 —中略—

教部省と大教院に指導された教導職たちは、地方の各神社や寺院を説教所として、三条の教則に基づく説教を全国的に展開した。説教日を定めたり、高札を掲げて説教を聞きに来るように呼びかけたので、多くの人びとが教導職たちの話を聞きに来たようである。記録によれば、一カ所に千人もの聴衆が集まった報告もある。また、村の有力者の家で行われることもあったようである。

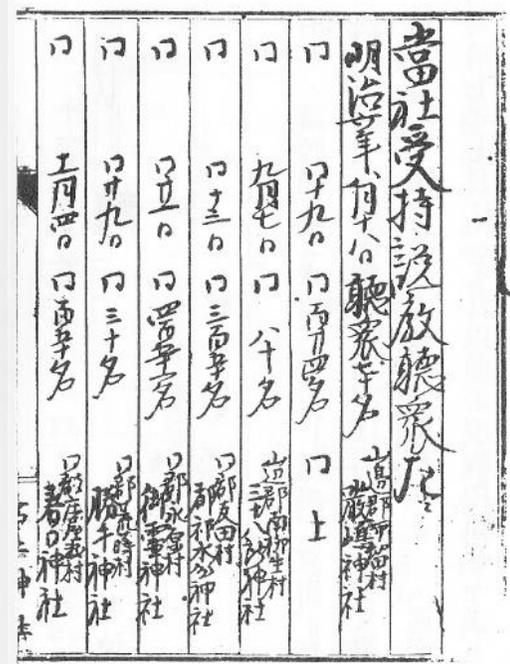
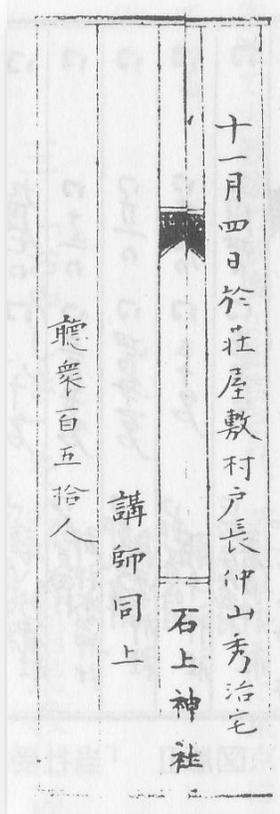
(「原典成立とその時代」池田士郎. P182~184. 『教祖とその時代』1991. 道友社)

明治五年四月二十八日
三条ノ教則ヲ定ム

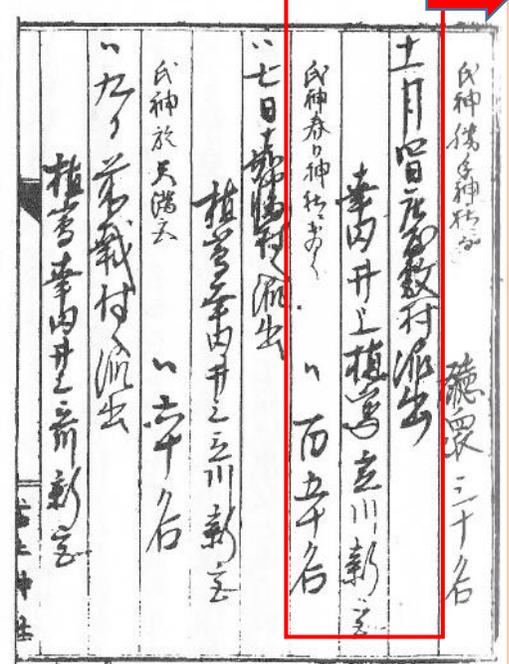
- 教則 第一条 一 敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事
 第二条 一 天理人道ヲ明ニスヘキ事
 第三条 一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

右ノ三条兼テ之ヲ奉体シ説教等ノ節ハ尚能注意致シ
 御趣意二不悖様厚相心得可申候事 (『日本近代思想大系—宗教と国家』P446) >

原典成立とその時代



図版II 「当社受持説教聴衆届」



図版I 「教導課日記」

十一月四日庄屋敷村派出ノ幸田井上植嶋立川新宮ノ氏神春日神社ニおいて聴衆百五十名

ここまでが、明治元年以後の秀司を戸主とする中山家の国の神道化政策への対応です。これをみれば、対応するというよりも、率先して国の政策を実行していたといえます。これゆえに中山屋敷内では国からの咎めなどは起こりようもなかったのです。

「おふでさき」の解釈

神道国教化政策に協力する秀司に みきはどのように向き合ったか

みきの自筆である「おふでさき」は明治2年から15年まで和歌体で1711首が書かれ、明治16年にその存在を警察から咎められたため、焼いて無くなったことにされましたが、実際は弟子の間で書き写され、大正年間に入ると活字体で製本、若干の註釈が付いたものが教会本部以外から出版されるようになりました。このような状況の中、「間違った解釈をせられて、今日迄本教は随分迷惑を蒙った」ので「歴史的事実を詳しく調査」して「完成に近い、肯定解釈を得た」のが、昭和3年に天理教教会本部から公刊された『おふでさき附釈義』です。この時に付けられた釈義—註釈は現在でもほとんどそのまま踏襲されています。

ただ、少し考えれば分かることですが、①明治維新後の神道国家体制が作られていく過程で弾圧を受けた中山みきの著作が、その国家体制が存続しさらに強化されようとしていた昭和3年という時点で、国家に配慮せずに正確な解釈を付すことはみき存命中と同様の弾圧を受けることは明らかです。

また、ここまで見てきたように②中山家では神道国教化に積極的に協力する秀司とそれに反対するみきとの間には対立があり、「おふでさき」がそれをみきの側から秀司にそのやり方の変更を求めるという内容であれば、正確な解釈はさらに困難です。

さらにいえば、③「おふでさき」で示された改善項目をほぼ無視して、昭和3年時点での教団体制、教理が出来てしまっており、正確な解釈は現状を否定することになってしまいます。

以上のような解釈上の問題点が明瞭化しないように昭和3年の釈義は作成されています。ですから、正確に「おふでさき」を読むためには、以上3点を常に頭に置いておく必要があります。

おふでさきを本当に研究するには、御教祖の実生活を詳しく承知してゐなければ、時には大変な間違った解釈に陥るのであります。又事実左様した間違った解釈をせられて、今日迄本教は随分迷惑を蒙ったのであります。それで今回は歴史的事実を詳しく調査すると共に、成るだけ確定的な解釈を与へなければならぬと云ふので、殆んど埋ってゐた事実などを調べた上、大体に於て完成に近い、肯定解釈を得たのであります。（「おふでさき講習会録」P14.1928〈昭和3〉）

号数	作成時期	特記事項	
1号	明治2年正月～	表紙の号数、年月は秀司筆、13号まで同じ	
2号	同 2年3月～		
3号	7年1月～ (実際は06.11～)	M6.11.04中山家で 三条の教則説教実施	
4号	7年4月～		
5号	7年5月～	M7秋、みきの弟子、大和 神社へ祭神を訊ねに行く	
6号	7年12月～	中山家の神道祭式撤去	
7号	8年2月～	8号	8年5月～
9号	8年6月～	10号	8年6月～
11号	8年6月～	こかんM8.09.27没	
12号	9年～	13号	10年～
14号	12年6月～	表紙の号数は秀司筆、 年月は山澤良治郎筆。 守屋筑前M12.09.03没	
15号	13年1月～	表紙の号数、年月は山澤 良治郎筆、17号まで同じ	
16号	14年4月～	秀司M14.04.08没	
17号	15年?	まつえ(秀司妻) M15.11.10没	

〈おふでさき1号〉

19. このさきハ上たる心たん／＼と
心しづめてハぶくなるよふ

20. このハほくむつかしよふにあるけれど
たん／＼神がしゆこするなり

【『おふでさき註釈（現行版）』天理教教会本部】

《19. これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならない。
20. この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。／ 註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。》

【「おふでさき講習会録」『みちのとも』昭和3(1928)年11月20日号P24】

《19, 20のお歌は明治二年頃の不安な社会状態を御覧になって其赴く可き道を御示し下されたものであります。—中略— 親神様としてはこれを非常に御心配になって、國民全般が朝廷を中心に心を一つにしなければならぬと御さとしになったもので御座ります。我國は建國の昔より皇室を中心として進んで参りましたもので、一時政治の権力は武門に移った事がありましても、統治の中心は天皇にありましたのであります。國民としては飽く迄皇室を中心に團結して行かなければ強固なる國家を形成する事は出来ないものであります。19, 20の御歌はこれを我々國民全般に御示しになり、皇室尊崇の道を御説き下されたものであります。》

この2首のお歌について『おふでさき註釈』は明治2年頃の不安定な国情に対し安定を願ったものとしています。さらに昭和3年の「おふでさき講習会録」では「皇室尊崇の道を御説き下されたもの」との解説を加えています。

この「註釈」について木村善為はこの時期すでに天下の趨勢は決しており、ここは国情ではなく、「内」のことではないかと言っています。「内」とは誰でしょうか。

「おふでさき1号」が書かれた明治2年の頃、中山家の当主はみきの長男秀司であり、新政府の神道国教化政策に協力しています。この秀司のやり方、考え方に修正を求め、秀司、みき親子の「和睦」を求めたと解釈するとこの後の1, 2号の内容が大変理解しやすくなります。

【木村善為「〈おふでさき〉第一号十九首二十首の考察—特に〈ハぶく〉〈ハぼく〉の歴史的理
解と用字について」(『天理教学研究』17号. 1967(昭和42年). 10)】

内容要約《『おふでさき註釈』は、「上」を、新政府のことと解釈している。しかし、この時期、天下の趨勢は、新政府の方に決しており、和睦を必要とするような勢力はない。ゆえに、『註釈』の解説には無理がある。「おふでさき」1号は、「やしきのそうじ」と「つとめ」が主題であり、19, 20についても、それらに関連すると解釈するのが、妥当である。ここでの和睦とは、「内」のことではないかと考えられる。「上」も、対外的な権力者ばかりでなく、「お道の指導者層」についても言われたのではないか。『お道を、まだ、せかいなみの教えであるときえ思つて行動する内なる “上” たる者の心をしづめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』が、19, 20の意である。》

1号29に「やしきのそうじ」という言葉が出てきます。また、34には「あくじ」、39には「正月三十日とひをきりて」とあります。この部分の通説は、「秀司にはおちゑという内縁の妻がいて屋敷に同居していた、この人は屋敷に因縁のないもので、これがあくじであり、正月30日には屋敷から出ていくようにと仰せられた、これがやしきのそうじである」というものです。これは昭和3年の『おふでさき釈義』に書かれています。これが「やしきのそうじ、あくじ、正月30日」の天理教教会本部の解釈だと私は思っていました。ところが、最近はどうもそうではないらしいのです。昭和3年の釈義の主要部分は昭和12年の改訂の時に削除され、現行の『註釈』では「やしきのそうじ」については何の説明も付いておらず、正月30日におちゑを屋敷から追い出すこと程度に話が縮小しているのです。また、『稿本天理教教祖伝』には、「おちゑ」に関する記述は一切ありません。当然「やしきのそうじ」についての記述もありません。

昭和3年の解釈では、嫁と姑の諍いで、姑が嫁を追い出す話になってしまいます。何ともスケールの小さい話です。そもそも、大正年間に出版された『おふでさき』の本を読むと、おちゑという人はお屋敷には住んでいなかったようですし、たとえ住んでいたとしても、秀司の子の母(秀司の妻)である人が同居していることが何で「あくじ」なのか説明できません。これを説明するために教会本部は秀司、おちゑ異母兄弟説をつくるわけです。(これについて「おかの」という題ですでに説明済みですので繰り返しません。)

24. しらしたらあらはれでるハきのどくや いかなやまいも心からとて
25. やまいとてせかいなみでハないほどに 神のりいふくいまぞあらわす
26. いまゝでも神のゆう事きかんから ぜひなくをもてあらはしたなり
27. こらほどの神のざんねんでてるから いしやもくすりもこれハかなハん
28. これハかりひとなみやとハをもうなよ なんてもこれハ歌でせめきる
29. このたびハやしきのそふじすきやかに したゝてみせるこれをみてくれ
30. そふじさいすきやかしたる事ならハ しりてはなしではなしするなり
31. これまでのざんねんなるハなにの事 あしのちんばが一のさんねん
32. このあしハやまいとゆうているけれど やまいでハない神のりいふく
33. りいふくも一寸の事でハないほどに つもりかさなりゆへの事なり
34. りいふくもなにゆへなるどゆうならハ あくじがのかんゆへの事なり
35. このあくじすきやかのかん事にてハ ふしんのしやまになるとこそしれ
36. このあくじなんぼしぶといものやどて 神がせめきりのけてみせるで
37. このあくじすきやかのかん事ならバ あしのちんばもすきやかとなる
38. あしさいかさきやかなをりしたならバ あとハふしんのもよふはかりを
39. 一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて
40. そバナものなに事するとをもへども さきなる事をしらんゆへなり

では、「やしきのそうじ」とは何でしょうか。当時中山家のつとめ場所には慶応3年から吉田家から許可を得て秀司名義での神道式祭式が置かれていました。慶応4(明治元)年に吉田家の執奏が廃止されても、その祭式はそのままで、秀司は「中臣祓詞」の言葉を新政府の神道政策に合わせて改編しました。ただ、この祭式はみきの教えとは無関係なものであり、みきに助けを求めてくる人々は、本来ならみきの話が聞けるつとめ場所で、神道国教化に沿った神道の儀式を見せられるという何とも矛盾した状況にありました。これを打開するには神道式祭式を撤去して、みきの話を聞ける場所に戻すしかありません。このように考えると、「やしきのそうじ」とは「神道式祭式」の撤去で、「あくじ」とは新政府の神道政策であり、それを正月中に実行せよということではないでしょうか。

「やしきのそうじ」に関する参考資料

26の註釈【昭和3年釈義】

《註 教祖様の長男秀司先生は、長年患うておられる足部の疾患が容易にいけないで、時々痛みがはげしくなる。教祖様はこれに対して、病気ではない、親神様の御意見だから、十分さんげして心を改めるよう教戒せられ、又先生が当時同棲して居られたおちゑと云う婦人は屋敷に因縁のないもので、親神様の思召しにかなわないものであるから、早く別れるようにと度々ご注意を与えられたが、余りに近い親子の間柄であるから、先生にはそれが御教祖を通じての神意と悟れず、唯親の意見位に思ひ且其婦人は正妻があつての妾ではなく、親神様の御許しこそないが、永年添うて居る謂はゞ内縁の妻であると云ふ考で依然として親神様から見て埃であるその内縁関係を絶って足の病気を直して頂かうとはせず、其まゝにして居られたが御教祖は此年(明治二年)正月三十日までにはどうしても手を切って音次郎という子と一緒に実家へ送り届けねばならぬと日を定めて、それ以後は屋敷内に置くことを許されなかった。何故に御教祖が斯くも厳しく仰せられるのかと側近(そば)の人々は怪しんだが、親神様は屋敷の掃除をお急き込みになつて居られたからである。それでは秀司先生はそれほど埃の多い方であつたかと云ふに決してさうではない。これは親神様が天啓の教えを説く雛型道具として御教祖肉親の子である秀司先生を特にお使いになつたのである。人類の真実の親である天理王命が初めて此世に顕現される最初の機縁を造られたのも此秀司先生の足の患ひであつた。即ち秀司先生の生涯は因縁によって選ばれた貴い受難者の犠牲である。以下、秀司先生に対する親神様の厳しいお諭しは、秀司先生個人に対する御意見と考えず、それを雛形にして、総ての人々に教戒せられたものと解しなければならない。》

※現行の26のお歌の「註」は、昭和3年版のゴシック体の部分が削除され、削除された部分に「屋敷の掃除をお急き込みになつたのである」が挿入されています。この削除、挿入は昭和12年の改訂の時に行われ、そのまま現行版に引き継がれています。

《〈29現行版註釈〉この度はちばの理を明らかにするために、屋敷からほこりをさっぱり払い除けてしまうから、みなよく承知しておいてくれ。》

《〈39現行版註釈〉註 秀司先生は長年独身で正妻無く、おちゑという内縁の妻があつて、音次郎という子まであつた。そしてお屋敷に同居せしめておられたが、これは元々親神様の御思召しに添わぬ悪事から始まつたものであつたからして、このおちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられたのである。》

【『評註御筆先』大正5年P7】「秀治氏は十七歳から河原城のおちゑと云ふ女を妾としてゐた。其の間に出来たのが田村音治郎氏である。其れを一時中山家に引き取つて養つて置いたのであるが教祖の命に依り正月の三十日に辻中田の両氏をしておちゑの許へ送り返さしめた」／【『御筆先』大正14年〈安江本〉P6】「川原城ノおち江なるものゝ子音二郎氏ヲ正月三十日間おちえノ方へ預ケヨト教祖ノ命ニ依リ辻中田、ノ両氏送り返ヤサレタリ」

《音次郎は安政5(1859)年出生》

2号1~4ー秀司がみきの期待に応えたら

1. これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで
2. 上たるは心いさんでくるほとに なんときにくるこくけんがきた
3. ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや
4. このつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや

2号の冒頭は大変に陽気で明るいイメージを持っています。ここの解釈として「上=政府」とするのが通例ですが、これでは八島英雄のように維新政府は開明的で、教祖の教えを政策として実行するかもしれないというような解釈や、上田嘉成のように警察が勇んで取締りに来るといったよく分からない見解が導き出されてしまいます。

ここは1号19と同様に「内(中山家)の上」という意味で、「上=秀司」と考えると大変分かりやすくなります。秀司が「やしきのそうじー神道的祭式の撤去」を実行したならば、ということが前提にあって、その結果として秀司が中心になってつとめが行われるという希望の見解が表明されているのです。しかし実際は秀司はそのようには動きません。そのため2号は現状を嘆き、その修正を求めていく内容になっています。

《 高山の方も難渋たすけに目覚めて平等思想の方に進んでくるというような希望が、この明治二年三月には出てくるのです。／ それはこのおつとめに対して、高山が開明思想をとるならば弾圧はしないだろう。大名廃止、かごかき廃止と前々から身分差別撤廃を進めておられた教祖から見ますと、この明治維新によりまして、開明的な政治体制ができるのではないか、という希望も持っておられたのです。》(『ほんあづま』416号.P20.2003.八島英雄)

《「上」というのは、上に立つ人々、即ち政府であるとか、県庁であるとか、警察にたずさわる人々とかです。……その「上」(カミ)というのが、県庁とか警察であって取締まりの主体になってまいります。そういう人々の心が勇み立ってくる。何時やってくるかも分からん。親神様の目から御覧になると、警察が取り締まりに来たり引っ張りに来たりするのは、矢張り勇んで出て来るわけです。》
(『おふでさき講義』P27.上田嘉成.1973)

2号1~4についての『おふでさき註釈(現行版)』の説明は、「おふでさき」の和歌体を単語などはそのままに散文体に直ただけで、意味内容の説明をしていません。これは昭和12年版も同様で、昭和3年版のみ、2-3に「註」があって、秀司の具体的な内容が記されていました。

【『おふでさき附釈義』昭和3年.天理教教会本部】
2-3釈義 註 一説に秀司先生のあくじを払い正妻松恵様を迎へ、子女の生まれるゝ楽しみを指さるとも云う。

2号11 — 秀司はみきの言動を病気の仕業として相手にしないことに対する怒り

2号13～16 — つとめ場所が神道祭式に占領されてみきが話をする場所がない

2号11のお歌について『おふでさき註釈』は信者である辻忠作の娘らの話であるとして、忠作の信仰が鈍ったので嫁に行っていた娘が気の間違いで離縁された、それをみきに諭され、再び熱心に信仰するようになったら、娘の気の間違いも回復し復縁したという話を載せています。これは明治2年に書かれた「おふでさき」1号、2号の内容から見てとんでもなくかけ離れた解釈と言わざるを得ません。

このお歌についてももう少し時代状況に合わせて解釈してみたいと思います。1号で「やしきのそうじ」をするようにとみきは言っていたのですが、18に「やしきのそふぢでけた事なら」とありますから、2号が書かれた3月になってもそれは「正月30日」と日を切ったのに実行されていなかったわけです。これではみきが怒るのも当然です。その状態を秀司は「のぼせかんでき（「のぼせ」は逆上、「かんでき」というのは七輪の事で、カンカンになって頭へ来てしまっていること）」と言っているのです。それに対してみきは「やまいではない神のせきこみ」であると反論しています。

こうになってしまうのは、秀司が、「しんぢつ神の一ちよふ」を「といてきかせどまだハかりない」からで、また、みきは親神の教えを表に出そうと思うのだが、つとめ場所では、神道式祭式が祀られていて説くことが出来ない、「みちがのふてハでるにでられん」というのです。

だからといって、これまで真実の神の話をここで説いてきた経緯がある以上、他の場所で説くわけにもいかない、「ほかなるところでつけるところなし」なわけです。

そこで16の「このはなしなんの事やとをもっている 神のうちわけばしよせきこむ」が出てきます。要するに神道式祭式をつとめ場所から撤去して慶応3年以前のようにそこでみきが話を説けるようにせよというわけです。これで1号2号でみきが言わんとすることがつなげられます。

ところが、『おふでさき註釈』はとんでもない解釈をそこに付けています。

11. 一寸はなしの**ぼせかんできゆうている**
やまいではない神のせきこみ
12. たん／＼としんぢつ神の一ちよふ
といてきかせどまだハかりない
13. はや／＼と**をもてでよふとをもへども**
みちがのふてハでるにでられん
14. このみちをはやくつけよとをもへども
ほかなるところでつけるところなし
15. このみちをしんぢつをもう事ならば
むねのうちよりよろづしやんせ
16. このはなしなんの事やとをもっている
神のうちわけばしよせきこむ
17. このみちが一寸みゑかけた事ならば
せかいの心みないさみてる
18. なにゝても神のゆう事しかときけ
やしきのそふぢでけた事なら
19. もふみへるよこめふるまないほどに
ゆめみたよふにほこりちるぞや
20. このほこりすきやかはろた事ならば
あとハよろづのたすけ一ちよ

教会設立の話にしてしまった『おふでさき註釈』

現行の註釈にある「各々三十一カ所宛、都合九十三カ所」云々という話は昭和12年版から登場するもので、昭和3年版にはありません。もし教祖が「おふでさき」の解説として註釈にあるような話をしていたとすれば、当然3年版にもあってしかるべきかと思えます。

2012年頃に「おふでさき」研究者の芹沢茂が、「『神の打ち分け場所』の本部解釈には、編集された上田嘉成先生(1908年出生)の解釈が入っていると思われる。何を根拠に内・中・外各31か所、辺鄙な所1か所の話が出てくるのか？ 40年祭(大正15(1926)年)倍化運動の一環としての印象がある」と話していたそうです。

『おふでさき註釈』現行版.2号16

16. 今諭した話の真意は、何処にあると思う、それは国々所々に打ち分け場所の出来るのを急ぐのである。

註 うちわけばしよとは、打ち分け場所で、将来は内、中、外に各々三十一カ所宛、都合九十三カ所出来ると仰せられた。如何に難病の者でも、その打ち分け場所を回っているうちに、病気を救けて頂くのであるが、そのうち一カ所は非常に辺鄙な所にある。しかし、これを略するようでは救からない。又、たとい途中で救かっても、車つえを捨てないで、結構に救けて頂いた事を人々に知らせて、最後にそれをおぢばに納めるので、もし途中でそれを捨てたならば、一旦救けて頂いても、又元通りになる、と仰せられた。

下線の部分は昭和12年版にはあるが、昭和3年版にはない。

『おふでさき註釈』P20.現行版. 2号11

11、世間の人達が、寄ると触ると、あの人は逆上しているのだとか、狂気しているのだとかうわさをしているが、決して気違いでも無ければ病気でもない。早くこの道に引寄せたいと思う親神の急ぎ込みである。 註 次歌註参照。

12、種々と真実の神一条の道を説いて諭すけれども、未だ悟りが見つからないようである。

註 辻忠作の入信は文久三年であるが、その動機は妹からの発狂からである。彼は一日縁家である櫛本の梶本家で、庄屋敷の神様はよろづたすけの神様であると聞き、初めて信仰する気になり、直ぐに教祖様のおひざ元に参って種々とお諭しを受け、信仰すると、くらの発狂はすっかり良くなった。そこで、彼はお道に熱心になり、くらはその後縁あって千束という所へ嫁入りした。ところが、その後彼は種々と家内に反対があったため、つい信仰が鈍り、当時は教祖様の方へ少しも運ばんようになっていたら、不思議にもまたくらが発狂して、縁家からもどされて来た。 / そこで、世間の人、気違いになったから不縁になったのだとか、いや、離縁されたから逆上したのだ、とか、種々取沙汰をしていたが、それは、人間が普通に考えるように病気でもなければ狂気でもなく、教祖様から遠ざかっている彼を、再びこの道に引き寄せようとせられた親神様の深い思召しから手引きせられたのであった。この諭しを受けた彼は、成程自分は心得違いをしていたとさんげして、再び熱心に親神様の御用を勤めるようになった。すると、くらの発狂も忘れたように治まって、復縁出来るようになった。

3号1 —「高山の説教」を「やしき」内から取り払え！—

1. このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ
2. すきやかにそふぢしたてた事ならば なハむねいそぎたのみいるそや
3. しんぢつにそふぢをしたるそのうちハ 神一ぢよで心いさむる
4. だん／＼とせかいの心いさむなら これがにほんのをさまりとなる

「たちもの」が意味するのは、「三条の教則説教」か「掘立柱六畳」か

おふでさき3号は、その表紙に「明治七年戌年一月ヨリ」とあります。これは、秀司の筆になるもので明治6年に改暦された陽暦です。3号には、明治7年6月18日（陰暦5月5日）、みきが前川家へ神楽面を取りに行った時、「おふでさき」4号と共に差し出されたものがあります。これは外冊と呼ばれて、1から47までのお歌が記されており、その何ヶ所かに、日付が書かれています。この日付は、みき自身が書かれたもので、陰暦です。

日付は、5番のお歌の右上に、「十月三日」とあるのが最初で、42番のお歌のところに「十八日」とあるのが最後です。この「十月三日」は、明治6年で、陽暦では、11月22日になります。三号の表紙には、「一月」とありますが、実際に書き始められたのは、前年の11月下旬からなのです。

明治6年11月4日には、すでに述べたように中山屋敷内（つとめ場所）で石上神社（神宮）主催の三条の教則に基づく説教が150名の聴衆を得て行われていました。その月内におふでさき3号は「このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ」という言葉で書かれ始められます。

おふでさき1、2号が明治2年に「やしきのそうじ」ということをテーマに書かれ、それからほぼ4年間おふでさきは書かれませんでした。その間、お秀の葬儀は神葬祭で行われ、明治6年には行政の末端職である戸長に秀司が就任し、11月には中山屋敷内で三条の教則説教が行われた直後に3号が書かれたのですから、そこに何か関連がありそうなことは容易に想像が出来ます。それゆえ、石上神社の説教資料を天理図書館の近世資料群から見つけ出した池田士郎は何のためらいもなく、その資料と3号の冒頭を結びつけます（「原典成立とその時代」P188.『教祖とその時代』1991）。

ところが、『おふでさき註釈（現行版）』は「親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた。そこで、この年には先ず門とそれに続いた住居と倉の建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その当時屋敷内には邪魔になる建築があったので、それを取り払うて早く屋敷内の掃除をするようにと、急がれたのである」という説明を付けています。この説明は昭和3年版でもほぼ同様です。確かに明治7年以降に敷地内にあった「掘立柱六畳」という建物を撤去し、「中南の門屋」が明治8年に出来、みきはそこで明治16年まで暮らすことになりました。なぜ、こういうことになっているのでしょうか。

教祖の真意を隠す「おふでさき」解釈は天理教を滅ぼす

天理教の大原則は、「教祖は中山みきである」ということです。中山みきは「神様」であり、それゆえに「たすけ」を求めて人々は中山家に集まってきます。秀司はその代表者であるからこそ戸長にもなれ、国策に沿った三条の教則説教の会場として中山家も使われ、寄り来る人々が持って来るお金も秀司の懐に入るのです。そして「おふでさき」は「神言」です。「神言」であればそれは実現されなければなりません。

「おふでさき」1号に〈65. これからハ心しいかりいれかへよ あくじはろふてハかきによほふ〉というおうたがあります。これはみきが秀司の嫁を世話しようということで、目当ての人がいたようなのですが、その人の親に30歳も年が離れた男に娘をやれるかと断わられてしまったようなのです。この詳しい話はすでにまとめたことがあるので、ここでは繰り返しません。ところが断られたそのままでは「神言」が間違っていたことになってしまいますから、秀司とその周辺の人と同じ条件に合う人を探して「神言」を実現させてしまいます。天理教団にとって「神様である中山みきの神言は必ず実現される、あるいは実現された状態が現在である」ということは信者に対する建前として絶対に必要なことなのです。実際はみきの言うことなど「のぼせかんてき」程度にしか聞かず、自分の「心しいかりいれかへ」る気などないのに、実現しているように見せかけるためには、みきの言う意味を別の意味に変える、解釈を変えるということです。

それが行われたのが、主に①「おふでさき」が書かれた時と、②注釈を付けて出版した昭和3年です。①の例としては、1号65の「ハかきによほふ」であり、3号1の「たちものを・・・とりはらい」ではないかと思えます。本当に建物を取り払い新しい建物一門屋を建ててしまったのですから。②の例としてはここで紹介した1号2号の解釈などでしょうか。ただ、どんなにみきの真意と違った現状肯定的な解釈を付けても、その本来の意味はどこかに残るようです。この3号1の例で言えば、『評註御筆先』(大平隆平・大正5年)には、3号2の解釈として《なわ(縄)とはたゞす(正す)とかなほし(直し)はかる(度る)とかのり(法)とか云ふ言葉である。なわむね(縄棟)は即ら(原文のママ)直棟にして眞直の棟即ち正法をさして云ふ。従つて此の一篇の歌旨を簡単に云へば曲がれる道を直くせよと云ふことである。》と書かれています。「教祖は中山みきである」ということを建前ではなく、実質にすることが「天理教」再生の唯一の道でしょう。

『おふでさき註釈(現行版)』3号1~4

一、この度は屋敷の内から、道の発展上邪魔になる建物を取り払うて了え。

註 親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた。そこで、この年には先ず門とそれに続いた住居と倉の建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その当時屋敷内には邪魔になる建築があったので、それを取り払うて早く屋敷内の掃除をするようにと、急がれたのである。

二、速やかに残る隈なく屋敷の掃除が出来たならば、なわむねを急いで張るように。

註 なわむねは、建築をする場合になわを張ってその位置を示すもの。

こうして新しく建築せられた建物は、明治八年しゅん工し、教祖様は同年から十六年まで、そこで教を説かれ、その後久しい間運び場所となっていた。中南の門屋と呼ばれていた建物が即ちこれである。

三、真実に掃除が奇麗に出来たならば、そのあとは道一筋になって心が自然と勇んで来る。

四、次第にこの道が弘まり世間一般の人々の心が勇んで来ると、親神の真意が人々の心に行きわたって、これではほんは円く治まるようになる